

契 約 条 項 (役務)

(R3. 9)

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（以下「甲」という。）と、契約締結事業者（以下「乙」という。）は、次の契約事項により請負契約を締結する。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき責任をもって業務を遂行するものとする。

第2条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程（27森林総研第857号）に定める反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
 - (2) 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないこと。
 - (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
 - (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行う予定がないこと。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ホ 前各号に準ずる行為
 - (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。
- 2 乙が前項に違反した場合、甲は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 乙は前項の規定により契約が解除された場合に、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求はできないものとする。

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を国立研究開発法人森林研究・整備機構会計事務取扱要領（13森林総研第57号）第34条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第4条 乙は、業務の遂行にあたって、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用する場合は当該使用に関する一切の責任を負う。

第5条 甲は、乙の業務実施に要する電気、ガス、水道、電話及び什器を乙に提供する。ただし、乙に提供するものについては、当該業務以外に使うことはできない。

第6条 乙は業務遂行上必要な機械器具、消耗品等を負担するものとする。ただし、仕様書等に記載するものは除く。

第7条 乙は、業務遂行中何らかの異常又は事故を発見したときは、適切な処置をとり、その後甲に対して詳細を通知する。

2 乙は、業務遂行中重要な修理を要する箇所を認めたときは、速やかに意見を付して甲に通知する。

第8条 甲は、必要ある場合には業務内容を変更し、又は中止することができる。

2 前項の場合、期間又は請負契約金額を変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ書面をもって定めるものとする。

第9条 乙は、天災その他乙の責に帰することができない事由により、履行期間内に業務が完了できないと認めたときには、遅滞なく書面をもって甲に対し期間の延長を請求することができる。

2 前項の場合における延長日数は、甲乙協議のうえ書面をもって定めるものとする。

第10条 乙は、業務上、乙の責に帰すべき事由により、甲及び第三者の施設・器物等を滅失又は損傷し、又はその他甲及び第三者に損害を与えたときは、ただちに甲に通知するとともに原状に復し又は代品を納入しもしくは損害について賠償しなければならない。

2 乙は、乙の職員が行う業務上の行為については、全て責任を負うものとし、業務上負傷し又は死亡したときにおいても同様とする。

第11条 甲は、本業務の履行状況につき、定期的又は随時検査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。ただし、検査費用は甲の負担とする。

第12条 乙は、毎月分の業務が完了したときは、業務完了報告書を甲に対し提出し、甲が命じた検査職員の検査を受けなければならない。

第13条 乙は、前条に定める検査に合格したときは、所定の手続きにより当該月の請負代金を請求することができる。ただし、第8条第2項の定めにより契約金額を変更したときは、変更後の額による。

第14条 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から40日以内（以下「約定期間」という。）に請負代金を支払わなければならない。

第15条 乙は、甲が約定期間内に請負代金を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

3 前項の場合における支払遅延利息が天災その他不可抗力によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

第16条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た機密情報及び個人情報について、本業務実施期間中はもとより業務実施期間終了後も不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならない。

2 前項に違反したことにより、甲、甲の役職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第17条 甲は、次のいずれかに該当したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても甲はその責任を負わないものとする。

(1) 乙が、天災その他やむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと認められたとき。

(3) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(4) この契約の履行について、乙又は乙の使用人に不正の行為があったとき。

(5) 乙が破産の宣告を受けたとき。又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項第2号から第6号までに掲げる理由により、契約を解除する場合は乙に対し違約金として解除に係る請負代金の100分の10に相当する額を請求することができる。

第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年利3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は遅延利息の徴収を免除することができる。

第19条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金等があるときは、乙に支払うべき請負代金と相殺し、又は別に徴収することができる。

第20条 甲乙、双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行にあたり、甲、乙間に紛争が生じた場合、契約に定めのない事項及び契約の履行について甲乙間に疑義が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする所轄裁判所とする。

【注意】

上記契約条項は、一般的な役務契約における契約条項を示しています。個別の案件によっては、該当しない条項又は不足する条項もあり得ます。上記契約条項に合致しない場合は、個別の請書、仕様書又は別途協議による結果を優先します。